

報告第10号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年8月28日提出

豊川市長 山 脇 実

## (産業部関係)

1	専決年月日	平成25年6月13日
	相手方	豊川市在住の60代男性
	損害賠償の額	299,966円
	概要	平成25年5月10日午後1時30分頃、豊川市八幡町足洗61番1において、職員の運転する自動車が相手方の所有する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(環境部関係)

1	専決年月日	平成25年6月11日
	相手方	豊川市在住の70代女性
	損害賠償の額	25,200円
	概要	平成25年5月9日午前11時20分頃、豊川市諏訪西町2丁目139番において、職員の運転する自動車 が相手方の所有する看板に接触し、当該看板の一部が破損した。